

奈良労働局
令和3年8月30日

担 当	奈良労働局	
	総務部長	安達 公克
	雇用環境・均等室長	池上 彰子
	労働紛争調整官	生地 廣行
	賃金室長	藤本 貞之
	雇用開発係長	砂山 正人
	電話	0742-32-0210

最低賃金の引き上げに伴い、中小企業事業者を支援します！

奈良県最低賃金（地域別最低賃金）が、令和3年10月1日より、現行の時間額838円から28円引き上げられ、時間額866円に改定される予定です。

最低賃金の引き上げは、働く人の暮らしを向上させ、生産性を上げていくために必要ですが、一方で、コロナ禍により厳しい影響を受ける中小企業等への支援も重要です。

奈良労働局（局長 鈴木 伸宏）では、次のとおり県下の中小企業事業者等を支援します。

1 「中小企業等のための支援助成金」の支給（別添1）

(1) 「業務改善助成金」

事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成します。

(2) 「雇用調整助成金特例」

中小企業事業者が事業場内最低賃金を引き上げる場合、令和3年10月から12月までの休業については休業規模要件を問わず支給します。

(3) 「キャリアアップ助成金」（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

2 「中小企業等のための支援助成金個別相談会」の開催（別添2）

賃金の引き上げを図る中小企業事業者等を対象に上記3つの助成金制度や申請手続き等に関する個別相談会を開催します。（無料）

3 「奈良県最低賃金と中小企業等のための支援助成金」プロジェクションマッピング

令和3年9月14日（火）～9月30日（木）の期間、奈良労働局庁舎（奈良市法蓮町387番地）屋上に、「奈良県最低賃金と中小企業のための支援助成金」等をプロジェクションマッピングで告知します。

（別添資料）

別添 1 「中小企業等のための支援助成金」制度

〃 2 「中小企業等のための支援助成金」個別相談会

令和3年10月改定予定

中小企業のみなさまへ

別添 1

最低賃金の大幅UPに、

助 成 金

で早めの対応！



社長：『今年の賃金見直しは最低賃金の大幅アップに対応しなくては…。』

社員：『社長！最低賃金の改定前に、**予め賃金を引き上げて、助成金を受給しましょう！**』

業務改善助成金



賃金引上げと、生産性向上、労働能率の増進のための設備投資を行った場合に、その一部を助成
【例】事業場内最低賃金の840円を870円に引上げた。在庫管理の短縮のためにPOSレジシステム導入の設備投資を行った。

30円コースで、対象労働者が7名の場合

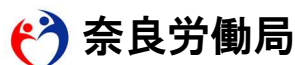


100万円を限度に助成

- ※就業規則の変更が必要です。
- ※引き上げ額と対象労働者数に応じて助成上限額が変動します。
- ※申請前の賃金引上げは対象となりません。
- ※申請回数は同一年度内に2回まで。

お問合せ：業務改善助成金コールセンター ☎03-6388-6155

奈良労働局 雇用環境・均等室 ☎0742-32-0210



総合的な相談はこちらまで！

- ・賃金規定の見直し
- ・助成金の活用

など



奈良働き方改革推進支援センター

(委託事業)

☎ 0120-414-811

相談は全て無料！



雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金



業況特例等の対象となる中小企業が事業所内で最も低い時間給を30円以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給します。

キャリアアップ助成金<賃金規定等改定コース>



すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

【例】 中小企業で従業員数40人、非正規雇用労働者15人の会社で非正規雇用の賃金を時給900円から928円(3.1%UP)に引き上げた。

- ・すべての有期労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
1人当たり28,500円×15人=427,500円(条件により増額加算される場合があります。)
- ・一部(12人)の有期労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
1人当たり14,250円×12人=171,000円(条件により増額加算される場合があります。)



※本助成金を受給するには就業規則(賃金規定)の変更が必要です。

そのため令和3年度の最低賃金改定より前に、事前に労働局にキャリアアップ計画の提出が必要になります。

※1年度1事業所あたり支給申請条件人数100人まで、申請回数は同一年度内に1回のみ。

賃金の引き上げをご検討の
中小企業事業者のみなさまへ

別添 2

「中小企業等のための 支援助成金」 個別相談会（無料）



奈良労働局では、奈良働き方改革推進支援センターと連携し、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図る中小企業事業者を支援するために「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」、「雇用調整助成金」を支給しています。

次のとおり個別相談会を開催しますので、ご参加下さい。

(体調不良や発熱している方の参加はお控えください。参加にあたっては、必ずマスクの着用をお願いいたします)

開催日時	開催場所		
9 / 9 (木) 13:00 ~ 17:00	大和 高田	大和高田商工会議所 大和高田市大中106-2 経済会館2階	JR高田駅 徒歩10分
9 / 13 (月) 13:00 ~ 17:00	桜井	ハローワーク桜井 桜井市外山285-4-5	近鉄桜井駅 徒歩10分 JR桜井駅 徒歩10分
9 / 17 (金) 13:00 ~ 17:00	大和 郡山	ハローワーク大和郡山 大和郡山市観音寺町168-1	近鉄郡山駅 徒歩20分 JR郡山駅 徒歩10分
9 / 21 (火) 9:30 ~ 12:30	奈良	奈良商工会議所 奈良市登大路町36-2	近鉄奈良駅 徒歩 1分

そのほか、こんなお悩みについてもご相談ください。

- ・ 在宅勤務など働き方を見直したい
- ・ 生産性向上というけれど、具体的に何をすればよいのかわからない
- ・ 人手不足は深刻な経営課題だ
- ・ 就業規則を見直す時のポイントを教えてほしい
- ・ 残業時間を減らしたい
- ・ 助成金の活用の仕方がわからない

参加希望の日の前日 15:00までに、FAXでお申し込み下さい

お申し込みは裏面へ

個別相談会は今後も開催予定です。詳しくは奈良労働局ホームページをご覧ください。

中小企業等のための支援助成金個別相談会

検索

個別相談会 FAX お申し込みフォーム

1. 企業名

企業名	
担当者 (所属・お名前)	
連絡先電話番号	

2. 参加希望コース（希望の時間を○で囲んで下さい。）

開催日・場所	時間			
9/ 9(木) 大和高田	13:00~	14:00~	15:00~	16:00~
9/13(月) 桜井	13:00~	14:00~	15:00~	16:00~
9/17(金) 大和郡山	13:00~	14:00~	15:00~	16:00~
9/21(火) 奈良	9:30~	10:30~	11:30~	

3. 相談内容（希望する事項に「○」で囲んで下さい。）

助成金種別	業務改善助成金	キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	雇用調整助成金
	主な相談内容	支給要件	支給金額
その他 ()			
その他の相談内容について			
(就業規則・労使協定の変更内容、他助成金についてお聞きになりたい場合は、具体的にご記入ください。)			

お申し込み受付後、日時等について確認のご連絡をさせていただきます。
ご記入いただいた個人情報は、相談会に関わる連絡のみに使用し、厳密に管理します。

申込期限：参加希望日の前日の 15:00 まで

送信宛先：奈良労働局 雇用環境・均等室（担当：今西）

F A X : 0 7 4 2 - 3 2 - 0 2 1 4